

平成23年(行ウ)第9号 損害賠償履行請求事件

原告 吉井 博 外117名

被告 御船町長山本孝二

## 意見陳述

平成25年5月10日

熊本地方裁判所民事第2部合議B係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 板 井 俊



弁論の更新にあたり、原告らは、これまでの主張等を敷衍して、以下のとおり、意見陳述をする。

### 第1 本件で失われた住民の血税

本件は、御船町が、地域バイオマス利活用交付金事業により、計画主体となって国（農林水産省）から交付を受けた2億9279万3000円を、平成21年2月10日の2億円、及び、同年5月29日の9279万3000円の2回に分けて、竹バイオマス事業の実施主体である御船竹資源開発株式会社（以下「会社」という）に支出したものの、会社が自己資金を用意できず、事業を開始することすらできずに頓挫したため、御船町が自主的に「補助金を返還しなければならないケースに該当する」と判断して、平成23年1月31日、御船町の財政調整基金を取り崩して2億9279万3000円を返還した件につき、町長個人の損害賠償責任の履行を請求する事案である。

御船町の財政規模では、毎年の人件費、公債費などの固定経費を控除した金額、いわば「町が自由に使える予算」が、平成19年度は約5億400

0万円、平成20年度は約6億8000万円、平成21年度で約9億1000万円であるから、本件で支出された2億9279万3000円という額が御船町にとっていかに大きなものであるかがわかる。

本件で失われた2億9279万3000円は、御船町民から複数年かけて少しずつ集めて財政調整基金として積み立てた重要な血税である以上、その執行責任者である町長は有効かつ効果的に税金を使用しなければならない法的義務を負っていることは当然である。

## 第2 原被告の主張・反論の敷衍

本訴訟において、原告らは、平成21年2月10日付けの2億円の支出（行為①）、及び、同年5月29日付けの9279万3000円の支出（行為②）は、いずれも、御船町に対して善管注意義務を負う山本町長が、自己資金を有しなかった会社が自己資金を調達する可能性を確認する義務等を怠った点に善管注意義務違反があると主張している。また、予備的に、いったん支出行為に至った後、日本政策金融公庫からの融資を拒絶された以降に補助金交付決定を取り消すべきであったにもかかわらず、これを放置したという「怠る事実」も併せて主張している。

これに対し、被告は、行為①、及び、行為②の支出行為については住民監査請求を提起すべき「1年」の期間制限（地方自治法第242条2項）の要件を満たさないから訴えは却下されるべきであり、平成23年1月31日付けの国への2億9279万3000円の返還行為（行為③）のみが要件を満たすとした上で、その返還行為の違法性の判断は、それ以前の経緯を一切考えずに行うべきだと主張してきた。

その上で、被告は、返還行為（行為③）の違法性については、補助金適正化法上の返還命令の要件を欠いていた、つまり、法的には国に対して補助金を返還すべき義務を負わなかったにもかかわらず、議会の承諾を取った上で、将来における国との円滑な関係の維持という目的のために、町長に認め

られる裁量の範囲内で自主返納をしたから、これも適法であると反論している。

なお、上記の「2つの支出行為（行為①、②）の違法性」については、平成24年5月11日の第5回口頭弁論において、裁判長から「返還行為についての本案審理の中で審理の対象となる」との認識が示されている。

これに対し、原告らは、住民監査請求の期間制限要件（地方自治法第242条2項）を欠くとの被告の反論に対し、原告ら第1、第2、第5準備書面において、行為①、②についても期間制限の要件を満たす旨再反論し、また、被告の主張を前提とする限り、御船町の国に対する補助金返還行為（行為③）も裁量権を逸脱するものであって違法であると詳細な再反論を加え（原告ら第5準備書面10頁以下）、その後、原被告双方から若干の反論が行われた。これにより、双方の基本的な主張は尽くされた状態と言って良い。

### 第3 多くの民意に裏打ちされた原告らの主張

#### 1 山本町長の責任を認めた住民監査請求

本件で注目すべき点は、御船町から国に対して2億9279万3000円が返還（行為③）された後の平成23年2月15日、原告らを含む700名以上の御船町住民が「御船町は山本孝二町長個人に対し、損害賠償請求として2億9279万3000円を請求すべき」ことを求めた住民監査請求において、御船町監査委員が、その請求どおりの勧告を出した点である（甲1）。現役の町長に対し、ときの監査委員が町長の個人責任を肯定する勧告を明示すること自体、極めて異常な事態である。

また、原告らを含む御船町住民は、この住民監査請求より以前においても、山本町長から会社に対する2億円の支出に続き、9279万3000円を支出した段階の平成21年5月26日の時点でも住民監査請求を行っている（甲3）。この時点では、未だ御船町が国に対して補助金相当額を返還していない状況であったため、形式的には「損害」が発生していないという

理由で「理由なし」とされたが、この時点においても、結果通知では「資金の確保について厳正な審査を行えば、交付は回避できたと判断する」と述べられており（甲4）、山本町長の会社への支出行為に大いなる疑問が提示されていた。

## 2 検察審査会においても本件事件の重大性が指摘されていること

また、本件では、会社代表者が、御船町から交付された補助金のうち約1500万円の目的外使用の一部の事実につき、平成24年8月15日付けで、補助金適正化法違反で有罪判決（罰金刑）を受けるに至った。注目すべきは、上記被疑事実について、熊本地検が、いったんは、補助金のうち、別の目的に使った額は少なく、会社の運転資金としてやむを得ない面もあったなどとして、不起訴（起訴猶予）処分としたのに対し、熊本検察審査会は「流用は1千万円を超え、市民感覚からすれば（金額が）大きい」、「社長は流用の違法性を認識していた」、「補助金が全く返還されず、町に損害を与えた点を考慮すべき」などとして、「不起訴不当」の決議を行った結果、起訴に至ったことである。このように、山本町長が信頼して補助金交付を行った相手である会社社長を不起訴処分とすることは不当だと一般市民は判断した。

これらの事実は、原告らの主張が多く的一般市民からも支持されるものであることを裏付けている。

## 第4 今後の進行について

本件では、複雑な事実関係の整理のために、原被告双方の関与の下で、1通の時系列表が作成されている。この時系列表は、来るべき証人調べのための争点整理のみならず、本件の事実関係を整理するために、すでに半年以上の時間を費やして作成されたものである。

したがって、原告らは、今後、速やかに証拠調べ手続に入って頂きたいと考えている。仮に、若干の主張整理を行う必要があるとしても、それと同時並行して人証申請をするなどの訴訟指揮をとって頂きたいと考える。

## 第5 結語

本件は、住民自治のために地方自治体の首長が負うべき責任とはどういうものか、という点が真正面から問われる訴訟であり、多くの地方自治体に通ずる普遍的な問題を含んだ訴訟である。原告らは、提訴以降、約2年をかけて相当程度の法的主張や立証を行ってきた。裁判所におかれては、御船町から真摯に地方自治の本質を見つめ続けてきた住民の姿勢に応えるべく、地方自治の本旨に立ち返った判断を頂くよう希望するものである。

以 上